

広島県教育委員会訓令第3号

本 庁

地 方 機 関

県 立 学 校

学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十四日

広島県教育委員会

委員長 平 田 克 明

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第八条に次のただし書を加える。

ただし、市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員が、次に掲げる橋梁<sup>りょう</sup>を通行する場合の当該額は、教育長が別に定める。

- 一 安芸灘大橋
- 二 尾道大橋
- 三 新尾道大橋
- 四 因島大橋
- 五 生口橋

附 則

（施行期日）

1 この教育委員会訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の旅費の支給に関する規程の規定は、この教育委員会訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。